

内譯

|       |      |        |        |
|-------|------|--------|--------|
| 飲食料費  | 一五八三 | (+) 〇九 | (+) 三二 |
| 住居費   | 二〇〇八 | (+) 〇三 | (+) 三九 |
| 光熱費   | 一四八八 | (-) 〇二 | (+) 五四 |
| 被服費   | 三三七八 | (+) 〇五 | (+) 七三 |
| 其他ノ諸費 | 三三六〇 | (+) 〇五 | (+) 六三 |

(一) 各都市生計費指数

本表は月給百圓以下六十圓以上の労働者、給料生活者の生活に付昭和十二年七月を一〇〇として比較したる生計費指数なり

(1) 労働者

| 都市   | 本月   | 前月ヲ百トシタル騰落割合% | 前年同月ヲ百トシタル騰落割合% |
|------|------|---------------|-----------------|
| 札幌市  | 一五八三 | (-) 一三        | (+) 二八          |
| 仙台市  | 一五九〇 | (+) 一三        | (+) 四三          |
| 山形市  | 一七二四 | (+) 〇二        | (+) 二九          |
| 郡山市  | 一五七七 | (+) 〇三        | (+) 一八          |
| 前橋市  | 一五五四 | (+) 一〇        | (+) 四一          |
| 東京市  | 一五三三 | (+) 〇六        | (+) 三七          |
| 横濱市  | 一四三三 | (+) 〇二        | (+) 三三          |
| 新潟市  | 一六八八 | (-) 〇二        | (+) 三六          |
| 金澤市  | 一五五五 | (+) 〇三        | (+) 四〇          |
| 松本市  | 一五三三 | (+) 〇二        | (+) 四七          |
| 滋松市  | 一六〇七 | (+) 〇三        | (+) 四四          |
| 名古屋市 | 一四九九 | (+) 〇六        | (+) 三〇          |
| 京都市  | 一五三九 | (+) 一八        | (+) 五三          |
| 大阪市  | 一五二一 | (+) 一四        | (+) 六二          |
| 神戸市  | 一五〇九 | (+) 〇七        | (+) 三六          |
| 鳥取市  | 一五九〇 | (+) 〇八        | (+) 五六          |

(2) 給料生活者

| 都市   | 本月   | 前月ヲ百トシタル騰落割合% | 前年同月ヲ百トシタル騰落割合% |
|------|------|---------------|-----------------|
| 岡山市  | 一五五五 | 〇〇            | (+) 三二          |
| 廣島市  | 一五五五 | (+) 〇五        | (+) 五八          |
| 徳島市  | 一六〇九 | (+) 〇九        | (+) 六三          |
| 今治市  | 一五八〇 | (+) 〇三        | (+) 二七          |
| 八幡市  | 一四四四 | (+) 〇三        | (+) 三三          |
| 長崎市  | 一四二一 | (-) 〇五        | (+) 三六          |
| 熊本市  | 一五八八 | (+) 〇三        | (+) 四三          |
| 延岡市  | 一四四四 | (+) 〇二        | (+) 五三          |
| 札幌市  | 一五三三 | (-) 一三        | (+) 一九          |
| 仙台市  | 一四七七 | (+) 一三        | (+) 二九          |
| 東京市  | 一四二一 | (+) 〇六        | (+) 三七          |
| 金澤市  | 一四三三 | (+) 〇三        | (+) 三八          |
| 名古屋市 | 一四七〇 | (+) 〇六        | (+) 三五          |
| 大阪市  | 一五三三 | (+) 一三        | (+) 六〇          |
| 廣島市  | 一六三三 | (+) 〇五        | (+) 六二          |
| 徳島市  | 一五七九 | (+) 〇五        | (+) 四三          |
| 八幡市  | 一三九二 | (+) 〇三        | (+) 二七          |
| 長崎市  | 一五二七 | (-) 〇三        | (+) 三二          |

商工省の昭和十七年七月都市小賣物

價概況の發表

商工省の調査に係る昭和十七年七月の三十都市小賣物價概況は昭和十七年八月十二日付官報を以て發表されたが、その一部を掲ぐれば左の如くである。

(一) 全國小賣物價指数(指數基準昭和四年十二月價格)

(三) 都市別小賣物價指数

| 分類別       | 本月指數 | 前年同月指數 | 騰落率% |
|-----------|------|--------|------|
| 全國小賣物價指數  | 二七〇  | 二七六    | 五五   |
| 食料品       | 一六〇〇 | 一五九八   | 三三   |
| 衣料品及身廻品   | 一六三  | 一四〇    | 七七   |
| 燃料        | 一三三  | 一三〇    | 一八   |
| 建築材料      | 三三三  | 三〇七    | 五〇   |
| 雜品        | 一九九  | 一七七    | 一五   |
| 都市別小賣物價指數 |      |        |      |
| 東京        | 一六五五 | 一六二七   | 四三   |
| 大阪        | 一五七五 | 一四二一   | 六三   |
| 神戸        | 一八九二 | 一七六三   | 七三   |
| 京都        | 一六六六 | 一五八八   | 七七   |
| 名古屋       | 一八五八 | 一八〇五   | 二九   |
| 横濱        | 一六八七 | 一五七三   | 七三   |
| 廣島        | 一七二二 | 一六四四   | 三九   |
| 金澤        | 一七五六 | 一七〇〇   | 一五   |
| 仙臺        | 一八九九 | 一七九九   | 七三   |
| 小樽        | 一六九三 | 一五九九   | 七八   |
| 福岡        | 一七七七 | 一七三七   | 三三   |
| 新潟        | 一七四三 | 一七〇七   | 三二   |
| 高知        | 一七二四 | 一六九九   | 一五   |
| 札幌        | 一六八九 | 一五九六   | 五八   |
| 青森        | 一六九二 | 一五四五   | 九四   |
| 秋田        | 一八三七 | 一七六六   | 七二   |
| 前橋        | 一六五五 | 一六三九   | 三三   |
| 水戸        | 一五三〇 | 一七六三   | 九五   |

|     |     |     |     |    |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 横須賀 | 一七五 | 一七三 | (+) | 六八 |
| 静岡  | 一八五 | 一七九 | (+) | 八三 |
| 濱松  | 一八〇 | 一七三 | (+) | 八六 |
| 長野  | 一七九 | 一七九 | (+) | 二九 |
| 和歌山 | 一七五 | 一六五 | (+) | 四三 |
| 姫路  | 一七〇 | 一六七 | (+) | 五七 |
| 岡山  | 一八三 | 一七〇 | (+) | 五九 |
| 松江  | 一八〇 | 一七三 | (+) | 四一 |
| 松山  | 一七三 | 一六四 | (+) | 二一 |
| 小倉  | 一七八 | 一三五 | (+) | 六九 |
| 長崎  | 一六〇 | 一七六 | (+) | 四一 |
| 鹿児島 | 一七七 | 一六〇 | (+) | 八三 |
| 全 国 | 一七〇 | 一七八 | (+) | 五五 |

### 財団法人人口問題研究会主催第十五回人口問題同攻者會合の開催

財団法人人口問題研究会主催の第十五回人口問題同攻者會合は昭和十七年九月十二日厚生省大會議室に於いて「東亞共榮圏の人口」なる論題の下に開催せられた。當日の講師及び講演題名を掲ぐれば左の如くである。

#### ○東亞共榮圏の人口

人口問題研究所研究官 館 稔  
 ○華僑に就て 東亞研究所研究員 福田省三

### 學校修業年限短縮に関する翼政會の施策進言

中等學校、高等學校高等科及大學豫科の修業年限短

縮に関する閣議決定に則し、翼政會政務調査會に於いては昭和十七年九月十五日「修業年限短縮に関する重要施策を決定、同日阿部總裁より書面を以て首相及文相に進達するところあつたが、之を掲ぐれば左の如くである。

#### 修業年限短縮に関する施策

政府今回の修業年限短縮案は殆ど教育の全系統及び全施設に重大影響を及ぼす我が學制の根本的改變であつて周到なる用意と萬全の方策とが講ぜられなければならぬ、しかして教育刷新の指標としては特に(一)國體に淵源する華國精神の陶冶徹底と(二)科學技術教育の普及向上に重點を置き、以て大東亞の指導的國民たるの資質を啓培するに萬遺漏なきを期せねばならぬ、これがためには政府において左の準備、用意をもつてこれが實施に當るの要ありと認むる。

#### 一、年限短縮案實施に先立ちこれが準備として行ふべき事項

(イ) 各學校における教科内容の改正調査 今回の修業年限短縮は單に中學校、高等學校高等科大學豫科のみならず廣く農業、工業、商業、水産、商船等各種の實業學校、高等女學校並に専門學校入學無試験檢定指定學校にも適用せられる、従つてこれら各學校の從來規定せられたる學科目及び教授時數等に關し大改正を加へ、或は各學科目相互間または上下學校相互間の教科内容の重複を避け連絡統一を圖り、或は學科目の改廢統合を行ひ殊に講義と實驗實習との調節按配を圖る等各學校における學科課程に關し急速調査をなし、しかもこ

れが調査は各學校における全學年を一體として調査研究せらるべきものと認むる。

又學科目、教授時數等の改正と不離一體の關係において各學科教授の指針となり、その程度を規定する教則もまた各學科目に互つてこれを調査し改正を必要とする。

(ロ) 教授要目の改正調査 前項の學科課程並に教則等の全體的改正の調査完了によりこれに基いて各學科目の教授要目の改正が行はれなければならぬ、而して教授要目は各教科内容の骨子を形成するものであるから、慎重調査研究を経てこれが決定をなすを要する、なほ教則、學科課程、教授要目の改正後、教師にこの趣旨精神を體得せしめ、殊に教授法の改善、工夫及び研究をなさしめるの要ありと認むる。

(ハ) 教科書の編纂 新教授要目の編成の後、これを發表して各學科目につき教科書が編纂せられなければならない、教科書の編纂並にその發行、配給の遅延は學校教育に混亂を生ぜしむるが故にこの點につき深き留意を要する。

(ニ) 上級學校收容力の増加計畫 修業年限短縮の結果として(一)中等學校については昭和二十二年三月、新舊兩制の生徒が同時に卒業するため、高等學校高等科及び専門學校の上級學校の入學志望者は激増する(高等學校にありては設備において三分一の餘剰を生ずる)(二)高等學校高等科(大學豫科を含む)については昭和二十年同じく新舊兩制の卒業者を出すを以て大學に入學すべき者は凡そ倍加する、もしこれに對し適切なる施設を講